

29高土政第1032号  
平成30年3月20日

土 木 部 各 課 長  
水産振興部漁港漁場課長 様  
土木部各出先機関長

土 木 部 長

土木部低入札価格調査制度審査会設置要綱の一部改正について（通知）

このことについて、土木部低入札価格調査制度審査会設置要綱（平成19年6月20日付け19高建管第275号土木部長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので、通知します。

改正内容は下記のとおりです。

#### 記

##### 1 改正内容

必要な表記の整理及び県の組織改編に対応した組織名称に改めました。

（第1条、第3条及び第5条関係）

##### 2 施行日

この改正は、平成30年4月1日から施行することとします。

# 土木部低入札価格調査制度審査会設置要綱

(設置)

**第1条** 建設工事低入札価格調査制度事務処理要領（以下「要領」という。）第1に定めるところにより、土木部低入札価格調査制度審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(任務)

**第2条** 審査会は、次に掲げる事項について取り扱う。

- (1) 低入札価格調査制度を適用した一般競争入札における落札決定
  - (2) 低入札価格調査制度を適用して落札決定された建設業者の工事施工に関する問題点への対応、措置等必要な事項の審議
  - (3) 下請代金支払状況等実態調査結果に関する問題点への対応、措置等必要な事項の審議
- 2 要領第1ただし書に規定する、他部局における低入札価格調査及び下請代金支払状況等実態調査の委任を土木部長が受けたときには、審査会は、当該案件に関して前項の処理を行う。

(委員)

**第3条** 審査会の委員は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 土木部長
  - (2) 委員 土木部副部長（技術職）、土木技術監、建設検査長、土木政策課長、技術管理課長、事業所管課室（漁港漁場課を含む。）の長及び事業執行機関の長
- 2 委員長は、前条第2項に規定する他部局の事業執行機関の長又はその代理人の出席を求め、意見を聴くものとする。
- 3 委員長は、前項に定めるほか、必要に応じて審査会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 委員長が欠けたとき又は委員長に事故があったときは、副部長（技術職）が委員長を務める。

(会議)

**第4条** 審査会は委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 審議進行は、委員長が行う。

(事務局)

**第5条** 要領第6の規定により、土木政策課（契約担当）に事務局を置き、その事務を処理する。

(その他)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、審査会に関して必要な事項は別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成19年6月20日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

土木部低入札価格調査制度審査会設置要綱新旧対照表

新	旧
<p>第1条 <u>建設工事低入札価格調査制度事務処理要領</u>（以下「要領」という。）第1に定めるところにより、土木部低入札価格調査制度審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>第2条 略</p> <p>（委員）</p> <p>第3条 審査会の委員は、次のとおりとする。</p> <p>（1）委員長 土木部長</p> <p>（2）委員 土木部副部長（技術職）、土木技術監、建設検査長、<u>土木政策課長、技術管理課長</u>、事業所管課室（<u>漁港漁場課</u>を含む。）の長及び事業執行機関の長</p> <p>2～4 略</p> <p>第4条 略</p> <p>（事務局）</p> <p>第5条 要領第6の規定により、<u>土木政策課</u>（契約担当）に事務局を置き、その事務を処理する。</p> <p>第6条 略</p> <p>附 則 この要綱は、平成19年6月20日から施行する。</p> <p>附 則 <u>この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条 <u>低入札価格調査制度事務処理要領</u>（以下「要領」という。）第1に定めるところにより、土木部低入札価格調査制度審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>第2条 略</p> <p>（委員）</p> <p>第3条 審査会の委員は、次のとおりとする。</p> <p>（1）委員長 土木部長</p> <p>（2）委員 土木部副部長（技術職）、土木技術監、建設検査長、<u>建設管理課長、建設検査課長</u>、事業所管課室（<u>漁港課</u>を含む。）の長及び事業執行機関の長</p> <p>2～4 略</p> <p>第4条 略</p> <p>（事務局）</p> <p>第5条 要領第6の規定により、<u>建設管理課</u>（契約担当）に事務局を置き、その事務を処理する。</p> <p>第6条 略</p> <p>附 則 この要綱は、平成19年6月20日から施行する。</p>